

# 北京大野木マイツ・天津大野木マイツニュースレター

2014年6月号

2014年6月30日 担当:王霞・平出

## 増値税発票の紛失と特殊事情による控除期限超過の場合の処理方法

中国の増値税専用発票の重要性は皆さんも十分認識をされていて、その保管および処理には常日頃から注意しているはずですが、でももし仕入先からもらった増値税発票を紛失してしまった場合どのように処理をすればよいのでしょうか？そこで、今回は増値税発票を紛失した場合の処理についてご案内します。

### 1. 紛失発票の処理方法

紛失発票の認証(※)が完了しているかどうかによって以下のように処理方法が多少異なります。

(※) 仕入先等から取得した発票を使って増値税の仕入税額控除を行うためには、税務局での「認証」手続きを行う必要があります、この「認証」の手続きを完了したものが税額控除の対象となります。

紛失前の 認証状況	処 理 方 法
認証が終わった 発票を紛失した 場合	1) 下記の書類を増値税仕入税額の控除証憑として処理する 紛失した専用発票の記帳単コピーの発行を販売側に依頼 「丢失増値税専用発票已報税証明単」を販売側の所轄税務局に発行依頼
	2) 専用発票の記帳単コピーと「証明単」を保存書類として保管する
認証をまだ行っ ていない発票を 紛失した場合	1) 紛失した専用発票の記帳単コピーの発行を販売側に依頼してそのコピーを使ってまず認証をする。そのうえで「丢失増値税専用発票已報税証明単」を販売側の所轄税務局に発行依頼する。
	2) 認証後、専用発票の記帳単コピーと「証明単」を増値税仕入税額の控除証憑として処理する
	3) 専用発票の記帳単コピーと「証明単」を保存書類として保管する

### 2. 特殊事情により増値税専用発票の控除期限を超過した場合の処理方法

2010年1月1日以降、増値税専用発票は発行後180日以内に認証し、認証の翌月に増値税の申告書において控除申告をしなければならないことになっています。180日以内に認証手続きをしていない場合には、増値税の仕入税額が控除できなくなります。

「国家税務総局公告2011年第50号」の規定では、客観的な要因で増値税専用発票の控除期限が超過した場合には、所轄税務機関の審査を受け、最終的に国家税務総局の認証とチェックを受けて、事実上符合すると判断された増値税控除税務証憑については、仕入税額を控除することが認められます。

ここでいう「客観的要因」とは下記のケースです。

- (1) 自然災害、社会の突発事件などの不可抗力による増値税専用発票の控除期限超過。
- (2) 増値税専用発票が盗難等にあった、或いは郵送時に紛失した、届け先の誤りなどの原因による控除期限超過
- (3) 司法機関、行政機関が業務処理と検査等を行うため増値税専用発票を拘束したことによる控除期限超過、或いは税務機関の納税システム、ネット故障などの原因でネット認証データを直ちに処理できないことに起因する控除期限超過
- (4) 取引双方が経済的な紛争で、直ちに増値税専用発票を手渡していない、或いは納税登録住所の変更により旧税務登記抹消と新税務登記再処理の行政手続が長引いている等の原因による控除期限超過
- (5) 企業の財務人員が死傷、病気突発或いは自己退職等で引継が行われていないため期限何に手続きを行うことができなかつたことが原因の控除期限超過

上記のように期限を超過しても一定の手続きにより税額控除が認められるケースは限定されています。また手続きにも一定の時間を要することから、増値税専用発票については発行日から180日の認証期間以内に認証することを忘れないようにしてください。

なお、2013年7月1日以降、国内の発票のみでなく、輸入の際に税関が発行する輸入発票についてもこの認証手続きが必要になっています（それ以前は認証が不要でした）のでこちらについても注意が必要です。 (完)

#### 参考文書

増値税発票紛失の処理方法-----国家税務総局公告「2014」19号  
(2014年3月24日公布)

増値税専用発票期限超過未控除の処理方法-国家税務総局公告「2011」50号  
(2011年9月14日公布)

# 增值税发票丢失和逾期未抵扣的处理方法

## 增值税发票丢失的处理方法

在中国的日常商务中，众所周知增值税专用发票的重要性，所以在日常管理中增值税专用发票的保管应该也非常注意。但是在实际工作中如果增值税专用发票丢失的话应该怎样处理呢？处理的方法根据丢失发票是否已认证，可按照以下两种方式处理：

\* 为了要抵扣进项税额，从销售方等处取得的发票要进行“认证”，只有在“认证”手续完成之后才可以成为增值税额的扣除对象。

丢失前是否已认证	处理方法
认证之后	1) 可凭以下资料，作为增值税进项税额的抵扣凭证；
丢失发票的情况	销售方提供的相应专用发票记账联复印件
	销售方主管税务机关出具的《丢失增值税专用发票已报税证明单》
	2) 专用发票记账联复印件和《证明单》留存备查
没有认证	1) 首先拜托销售方提供相应专用发票记账联复印件进行认证。在此基础上向销售方主管税务机关申请出具《丢失增值税专用发票已报税证明单》
丢失发票的情况	2) 认证后，专用发票的记账单复印件和《证明单》作为增值税进项税额的抵扣凭证处理
	3) 专用发票记账联复印件和《证明单》留存备查

## 增值税专用发票逾期未抵扣的处理方法

2010年1月1日以后，增值税专用发票，应在开具之日起180日内办理认证，并在认证通过的次月申报抵扣；如果纳税人未在180日内办理认证，则相应的进项税款不能抵扣。

《国家税务总局公告2011年第50号》规定“对增值税一般纳税人发生真实交易但由于客观原因造成增值税扣税凭证逾期的，经主管税务机关审核、逐级上报，由国家税务总局认证、稽核比对后，对比对相符的增值税扣税凭证，允许纳税人继续抵扣其进项税额。”

此处所述的“客观原因”为以下几种情况：

1. 因自然灾害、社会突发事件等不可抗力因素造成增值税扣税凭证逾期。
2. 增值税扣税凭证被盗、抢，或者因邮寄丢失、误递导致逾期。
3. 有关司法、行政机关在办理业务或者检查中，扣押增值税扣税凭证，纳税人不能正常履行申报义务，或者税务机关信息系统、网络故障，未能及时处理纳税人网上认证数据等导致增值税扣税凭证逾期。
4. 买卖双方因经济纠纷，未能及时传递增值税扣税凭证，或者纳税人变更纳税地点，注销旧户和重新办理税务登记的时间过长，导致增值税扣税凭证逾期。
5. 由于企业办税人员伤亡、突发危重疾病或者擅自离职，未能办理交接手续，导致增值税扣税凭证逾期。

综上所述，增值税发票逾期未抵扣，在限定的几种情况下，可以在办理规定的手续之后也是可以进行税额抵扣的。但是因为办理相关手续需要花费的时间很长，还提醒大家注意在规定的 180 天认证期限内进行认证。

并且，2013 年 7 月 1 日以后，不仅是国内的发票，进口时海关发行的进口发票也需要进行认证（在此之前是不要认证的），这一点也请大家注意。

#### 相关文件信息

增值税发票丢失的处理方法-----国家税务总局公告【2014】19号（2014年3月24日公布）

增值税专用发票逾期未抵扣的处理方法-国家税务总局公告【2011】50号（2011年9月14日公布）